

## あなたのキャリアの証明に

# 『技能士カード』を携帯しませんか!

技能士カードは、一般社団法人 全国技能士会連合会 が発行するもので、職業能力開発促進法にもとづく技能検定合格者の氏名、合格職種、合格年月日、等級、技能士番号等が記載されたカードです。

現品寸法は、縦 5.4cm、横 8.6cm、厚さ 0.8mm のプラスチックカード（顔写真貼付）です。

**価格 1枚 2,800円** 令和5年3月10日より価格改定

※レイアウト・価格等は、予告なく変更する場合があります



※レイアウト等は、予告なく変更する場合があります。

### <申込方法> (カード1枚注文の場合)

①以下の書類等をご準備ください。

ア 裏面「技能士カード申込書」(コピー可)

→必要事項を記入し、写真(縦30mm×横24mm・無帽・正面・無背景・上三分身・カラー、白黒のどちらでも可)を貼り付けたもの。

イ 技能士を証明する書類(合格証書または合格通知書の写し) ※A4サイズ縮小可。

→証明書類はコピーしたものをご準備ください。

ウ 返信用封筒(技能士カード送付希望の場合は、カード送付先住所等の記入及び84円切手を貼り付けた封筒をご準備ください。)

※複数枚申込され、送付希望の場合、2枚～5枚までは94円切手が必要です。それ以上はお問い合わせください。

→当連合会事務所で受け取りの場合は不要です。

エ 技能士カード代金 2,800円(1枚)

②申込方法

#### < 郵送による申込 >

・上記①のア～エを「現金書留」郵便にて当連合会までご送付ください。

領収書の宛名に会社名等の希望がありましたら、その旨を記入したメモ等を同封してください。

領収書はできあがりしたカードと一緒に送付します。

#### < 窓口による申込 > (平日9:00～16:30)

・上記①のア～エを当連合会事務局までご持参ください。

③その他

・代金はお釣りの無いようにご準備ください。

・カードは受注生産であるため、申込受付からできあがりまで約1ヶ月半ほどかかります。

カードができあがりしましたら、ご連絡(または送付)します。

・申込後のキャンセルはできません。

・カードは申込書の記載内容で作成しますので、誤記入・脱字等がありましても当連合会では責任を負えませんので、よく確認のうえ、お申し込みください。

・合格証書が無く、申込書内の「技能士番号」が記入できない場合は無記入で結構です。

(但し、技能検定の受検申請を岐阜県で行った場合に限りです。)

・申込受付は、随時行っています。(但し、3月は除きます。)

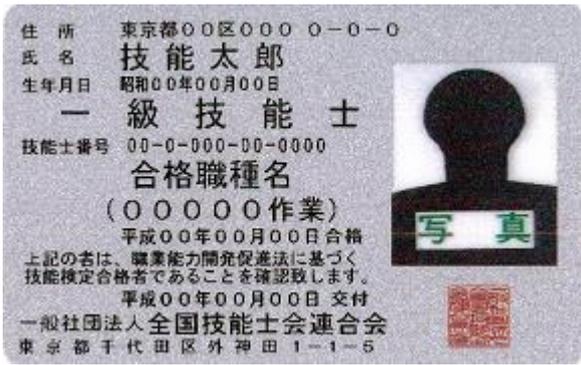
<お問い合わせ・申込先> **岐阜県技能士会連合会**

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内

電話・FAX: 058-384-1002

# あなたのキャリアの証明に『技能士カード』を携帯しませんか

※ 申込方法等については裏面をご確認ください。



- ・現品寸法は、縦5.4cm 横8.6cmです。
- ・厚さ0.8mmのプラスチックカードです。
- ・代金を添えてお申し込みください。
- ・送達は、申込み受付後1ヶ月半ほどかかります。

**価格1枚 2,800円**

令和5年3月10日より価格改定

※レイアウト・価格等は、予告なく変更する場合があります。

〈お問い合わせ・申込先〉 **岐阜県技能士会連合会**  
 〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内  
 電話・FAX：058-384-1002

----- き り と り -----

## 「技能士カード」申込書

必要箇所を記載、又は、○で囲んでください。

〒		フリガナ	
住所	都道府県		
氏名	フリガナ		
	正確に楷書でお書きください		
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
平日の日中、連絡のとれる連絡先	TEL	(自宅・勤務先( )・携帯)	
合格等級	特級	一級	単一等級
技能士番号			
合格検定職種			
作業名	作業		
合格年月日	昭和	平成	令和 年 月 日 合格
上記に誤記入、記入漏れがないか必ずご確認ください。			
発行者記載欄	技能士カード 交付年月日 及び交付番号	年 月 日交付 交付番号 No.	
	岐阜県技能士会連合会		全技連
		30ミリ	24ミリ
		ご注意 写真は縦30ミリ×横24ミリ カラー・白黒どちらでも可。 写真が不鮮明な場合は、 作成できないことがあります。	
		送付方法	
		自宅送り・会社送り・引取り	
		申込日 領収書 全技連発送	受付No. 技能士番号確認 カード発送

合格検定作業(職業能力開発促進法施行令別表に定める職種であって、厚生労働省令で定める等級(特級、1級、単一等級、2級および3級)に区分されたもの。)ごとに1枚の「カード」を作成することとなります。

(20230310)